

平成22年12月24日

オーナー各位殿

天 瀬 五 馬 会
会 長 井 武 志

第二陣訴訟提訴と解約通知書の提出のお知らせならびにお願い

年の瀬を迎え、あわただしい毎日となってまいりました。みなさまにはいかがお過ごしでしょうか。

さて、建築済みの249名のオーナーのみなさまが待ちに待たれていた第二陣訴訟（被告の加藤利彦氏他2名に対して、源泉地の共有登記と採取権の共有確認、ならびに、(株)中央農林への不当利得5738万円の返還を求める）が、大分地方裁判所日田支局に提訴され、これで、みなさまが原告の一人となられて、これらの権利をご自分の手に取り戻される裁判が始まりました。

また、温泉水道使用基本料金（年額3万円）は不当利得に当たるので速やかに返還してくださいと再三にわたり求めていましたが、それにもかかわらず、またもや温泉水道使用基本料金が請求されてきたことから、みなさまからご提出いただいております(株)中央農林との管理委託契約の「解約通告書」を、天瀬五馬会の会員481名で、平成22年12月23日付で一斉に提出いたしました。

これにより、みなさまと(株)中央農林との管理委託契約は解約となりましたので、今後の(株)中央農林への管理費や基本料金の支払いは不必要となりますので、間違えてご入金なされませぬようお願い申し上げます。自動引き落としは解除になるはずです。

今後のみなさまの別荘地の維持管理は、477名のオーナーのみなさまが一口株主（1,000円）となられて、自主管理をしていく管理会社の「株式会社天ヶ瀬五馬」が責任をもって行っていくこととなります。温泉水道の供給や草刈り、共同浴場の清掃等も、従来通り、もしくはそれ以上の管理を目指しておりますのでご安心ください。

近日中に、「株式会社天ヶ瀬五馬」から皆様のもとへ「管理委託契約書」が届

くこととなります。この「株式会社天ヶ瀬五馬」は、みなさま自身が株主でオーナーとなられる「自主管理」の会社ですので、どうぞ安心してご契約下さい。

「株式会社天ヶ瀬五馬」では、「温泉水道使用基本料金の廃止」「温泉水道使用量は、ともに年間300トンまで」「建築者の年間管理料は6万円、土地のみオーナーの年間管理料は4万円に、各統一する」等の、「オーナーのみなさまに安心してお暮しいただける環境づくりと適正な価格設定」をモットーに、みなさまと力を合わせて、理想的な別荘地づくりを目差すこととなります。

最後に、上記のように、みなさまの源泉地の共有登記と採取権の共有確認、ならびに不当利得の返還を求める、「第2陣訴訟」が始まりました。訴訟委任状と各種資料の提出をいただいております249名のみなさまが、源泉地の権利等を取り戻す裁判の原告のお一人としてご参加なされたこととなります。

天瀬五馬会では、これまで、みなさまへの裁判と各種お知らせの送付、あるいは各種資料の印刷、あるいは電話での連絡等を行ってきましたが、今後、第二陣訴訟の進行にあわせて、みなさまへの連絡やお知らせの送付、あるいは各種資料の印刷等の大幅な増加が予想されます。

その為、誠に心苦しい所ではありますが、原告となりましたみなさま方に、負担金（1万円）のご協力を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ご送金は、下記の口座もしくは事務局への現金書留による郵送でお願い申し上げます。

郵送先 〒877-0112
大分県日田市天瀬町本城640番地
天瀬五馬会 事務局長 辻 祐喜

連絡先 会 長 井 武志 090-2691-3904
事務局長 辻 祐喜 080-2690-9967